

今後発注される案件における「賃上げ加点」の留意点①

■令和5年1月～3月末までに契約する調達案件（令和4年度調達）

暦年で表明する企業は令和5年1月～契約より、令和5年表明書になります。

■令和5年4月以降に契約する調達案件（令和5年度調達）

事業年度で表明する企業も令和5年4月～契約より、令和5年度表明書となります。

（参考）契約時期と必要となる表明書の関係について

表明書	賃上げ表明期間	契約時期			
		令和4年度		令和5年度	
		4/1～12/31	1/1～3/31	4/1～12/31	1/1～3/31
暦年 表明	令和4年	○	×	×	×
	令和5年	—	○	○	×
事業年度 表明	令和4年度	○	○	×	×
	令和5年度	—	—	○	○

今後発注される案件における「賃上げ加点」の留意点②

■ 「賃上げ表明期間」と「賃上げ実施期間」における留意点

次期「賃上げ表明」にあたっては、前年（又は前年度）の賃上げ実施期間との関連を十分に確認願います。（※賃上げ実施期間の重複は不可）

